

もりぐち児童クラブ 入会児童室を民間委託により サービス拡充するプラン(案) にかかる パブリックコメントの 実施結果(抜粋)公表

本市では、もりぐち児童クラブ入会児童室の「開設時間の延長」を平成31年4月から実現するため、市が事業責任を負いつつも、その運営は民間委託により実施するプラン(案)を8月に策定・公表し、9月にパブリックコメントを実施しました。その結果を取りまとめましたので、その一部を下記に掲載します。詳細については、ぜひホームページをご覧ください。

パブリックコメント実施に 関する概要

- ①募集期間 9月1日(金)～30日(土)
- ②募集方法 市内公共施設に「募集要領」、「コメント用紙」、「もりぐち児童クラブ入会児童室民間委託によるサービス拡充プラン(案)」などを設置するとともに、ホームページからも入手を可能とし、持参、郵送、Eメール、FAXで提出意見を受け付けました。
- ③募集結果 総件数 1千192件

提出者の住所地	提出件数
守口市内	797件
大阪府内 (守口市以外)	319件
大阪府外	60件
記入なし	16件
合計	1,192件

意見内容の区分

意見の概要	件数
A. 事業運営の形態について	803件
B. 人員体制と保育の質の維持について	328件
C. 民間事業者の運営について	280件
D. 入会児童室のサービス拡充について	190件
E. 学校や保護者、地域との連携及び登録児童室について	125件
F. 民間委託化へのプロセスや事業者選定の流れについて	114件
G. 利用者負担金の改定について	85件
H. 民間委託を推進してほしい	74件
I. その他	60件
合計	2,059件

注お一人で複数の意見を記載されているので、③の総件数とは一致しません。

パブリックコメントへの主な ご意見と本市の考え方(抜粋)

(1)公設公営の維持
どうして民間委託するのですか。
(本市の考え方)
核家族化の進展、共働き世帯の増加などから、開設時間の延長は以前から必要と認識していました。本年4月に実施した市内小学生の保護者全員を対象とするアンケート調査結果でも、「開設時間の延長」の希望が最も多くなりました。全国と比較しても本市の開設時間は短い状況であり、開設時間の延長が喫緊の課題でした。
一方で、対応するパートナーの確保も困難な状況になりつつありました。このため、保育の質を確保した上で、かつ保護者の利用者負担金を最大限、現行水準並に抑えて、開設時間の延長などのサービス拡充を図るため、民間委託化によるサービス拡充を実現するプラン(案)を8月に公表したものです。



(2)指導パートナーの体制と今後の雇用

民間委託後も現在の指導パートナーが引き続き運営に携わり、その後も定着する処遇とすべきでは。
(本市の考え方)
現在、本市の指導パートナーは、地方公務員法上の「非常勤職員」で任用(雇用期間は「1年」です。一方で、多くの指導パートナーは、保護者や児童からも信頼され、熱心に業務にあたっています。このため、民間委託後も、本市の放課後児童クラブ事業に従事しようという意欲と能力のある指導パートナーを民間事業者が引き続き採用するかを事業者選定の選考基準にあたって重要な評価項目にすることを考えています。

(3)行事やイベント

今までの各入会児童室での行事やイベントは継続されますか。
(本市の考え方)
児童を中心にした保護者同士の親睦・交流は大切と考えています。民間委託決定後は、各入会児童室の保護者会と委託事業者が行事やイベントについて話し合いする機会を設け、引き続き児童や保護者が交流できる催しや、地域・各種団体との連携が図れるよう求めます。

(4)利用者負担金の改定

利用者負担金の値上げはほしくないでほしい。

(本市の考え方)

今回の民間委託化の最大の狙いは、可能な限り保護者・市民の新たな負担を伴わずにサービス拡充をすることにあります。この基本方針に沿って、今回の民間委託方式を議会、市民の皆さんにご理解いただいた上で、速やかに金額を決定します。

(5)民間委託の推進

公務員の高い人件費による非効率な運営に市民の税金が投入されている。

民間委託で利用者負担金が抑制され、開設時間の延長などのサービス拡充を図れるなら良い取り組みだ。
(本市の考え方)

この度の8月のプラン(案)は、まさにご提案の趣旨を実現するものです。保育の質を維持しつつ開設時間の延長を主とする入会児童室のサービス拡充を図ることが目的です。

保護者の「変化」への不安については、不安を安心に変えていただけよう、これからも真摯にかつ具体的に市民・保護者の「声」にお応えします。

(6)児童の受け入れ拡大

高学年の障がい児受け入れはどうなるのですか。



(7)事故やトラブルがあったときの責任の所在

問題があったときに誰がどのように責任をとるのか。市が入会児童室の運営に責任を持ち続けてほしい。
(本市の考え方)

入会児童室の実施者は本市であり、委託事業者任せきりにはなりません。今後も適正な運営がなされるよう市が責任を負います。

問 放課後ごども課
TEL 06・6995・3160

(本市の考え方)

4年生以上の障がい児童については、現在、長期休暇中に受け入れ、利用いただいておりますが、民間委託化した後も本事業については継続して取り組みます。

「もりぐち児童クラブ 入会児童室民間委託による サービス拡充プラン」を策定

本年8月に公表した「もりぐち児童クラブ入会児童室民間委託によるサービス拡充プラン(案)」について、保護者説明会、パブリックコメントなどを通じて幅広く市民・保護者の意見を聞き、市として改めてプランを取りまとめました。
今回のプランは、保護者、市民の皆様から多くの意見が寄せられた「市の責任」についてしっかりと明記しました。この他、いただいた意見を踏まえ、さまざまに加筆・修正、補充などを行っています。詳しくはホームページや公共施設での備え付けのプラン全文をご覧ください。市としては引き続き市民の皆さんの意見を踏まえつつ検討を深め、今後は、市議会でも議論を賜わろうよう努めてまいります。

「市の責任(今回のプランから抜粋)

今後、民間事業者に入会児童室の運営委託を進めたいと考えていますが、公設民営での運営形態であることから、従来どおり入会児童室の実施責任者は守口市です。民間事業者任せきりにはなりません。ましてや民間事業者が独断で市が義務を課している委託業務内容を変更したりすることは認めません。今後も適正な運営がされるよう市が責任を負うとともに、改善



すべき事象が生じた場合は、民間事業者と協議の上、改善・指導を行います。また、児童の入退会の申請受付、決定にかかる事務および利用者負担金の賦課および徴収などについては、従来どおり市が責任を持って実施します。
問 放課後ごども課
TEL 06・6995・3160